

令和7年度 米沢地域水田農業の概要



— 2024年（令和6年）有機米圃場 —

目 次	
令和 7 年産の需要に応じた米生産への対応について	2
令和 7 年産米の「生産の目安」と配分について	3-4
新規需要米の取組みについて	5
令和 7 年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書について	6
令和 7 年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書記入例	7-8
経営所得安定対策等について	9
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	10-11
収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	12
水田活用直接支払交付金	13-15
令和 7 年度 経営所得安定対策等による作物別の主な支援予定額	16
作物別取扱者一覧	17
調整水田等の不作付地について	18
交付対象水田の見直しについて	19-20
交付金の交付スケジュール	21
経営所得安定対策等の実施体制	22
経営所得安定対策等にご加入されている皆様へ(自然災害等発生時の対応について)	23
農地中間管理機構を活用しましょう・「人・農地プラン」から「地域計画」へ	24-28
米沢市単独補助事業について	29
令和 6 年度 米沢地域農業再生協議会会員名簿	30

令和7年産の需要に応じた米生産への対応について

1 令和6年産の主食用米の作付状況

令和6年産の作付面積は、5年産実績に比べて山形県は増減なし。全国では合計で17,000ha増加しています。

山形県の作況指数は97の「やや不良」。全国では101の「平年並み」となり、収穫量は679万2千トンで、前年産実績に比べ18万2千トンの増加と見込まれています。

都道府県 (単位: ha)	4年産	5年産		6年産	
	作付実績	作付実績	前年差	作付実績	前年差
北海道	82,500	82,200	▲300	83,700	1,500
青森県	33,900	33,800	▲100	37,200	3,400
岩手県	43,700	42,800	▲900	43,100	300
宮城県	57,000	57,200	200	58,400	1,200
秋田県	69,100	69,900	800	72,200	2,300
山形県	52,700	52,400	▲300	52,400	0
福島県	51,900	53,100	1,200	56,500	3,400
茨城県	58,300	57,800	▲500	59,900	2,100
千葉県	45,500	45,800	300	48,300	2,500
新潟県	99,900	100,600	700	101,400	800
全国	1,251,000	1,242,000	▲9,000	1,259,000	17,000

2 相対取引価格の推移と需要見通し

○6年産米の相対取引価格は、6年8月以降の米不足の影響等から、10月分では前年同月と比べ全銘柄平均で約8,600円値を上げました。

○米不足の影響等による値上がりから、「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」は3銘柄とも23,000円/60kgを超えました。

○R5/6の全国の需要実績は、食料品全体の価格が上昇する中、米価の上昇は相対的に緩やかであったことや、インバウンド等の人流増加等を背景に、前年に比べて14万トン増加しました。

○令和6年6月末在庫量は8.6万トンとなり、前年から3.3万トン減少し、全国的な米不足の傾向の中で県内でも米の品薄の状況が生じました。



3 令和7年産の山形県の対応方針

平成30年産から国による生産数量目標の配分が行われなくなり、多くの都府県で農業再生協議会を中心に「生産の目安」等を設定し、これまでどおり需給調整（生産調整）に取り組んでいます。

7年産米の山形県の「生産の目安」は、政府が提供する全国の需給見通し等を基に、県産米の全国シェアを乗じて算定する数値をベースとし、全国の需給・価格動向を踏まえ、山形県産米の在庫量、相対取引価格の動向、生産・販売戦略等も加味した上で決定します。

○7年産米の県段階の「生産の目安」は、次の①～②を用いて算定します。

①政府の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で示された7年産の主食用米等生産量683万トンに、全国の需要実績に占める県産米のシェア（＝4.74％）を乗じた数量をベースとします。

②近年の山形県における生産量の減少に伴い、需要量の減少も懸念されることから、シェア回復に向けた数量を加算します。

令和7年産米の「生産の目安」と配分について

1 令和7年産米の生産量の見通しと「生産の目安」

■ 全 国	683 万トン	(民間在庫量からの見通し)
■ 山形県	326,300 トン	(面積換算 54,113 ha、対前年比：+10,200 トン、+1,253 ha)
	↓	
■ 米沢市	12,813 トン	(面積換算 2,129 ha、対前年比：+500 トン、+68 ha)

※ 市町村段階の「生産の目安」の算定は、前年までと同様に、水田面積に応じた部分を基本とし、併せて、本県の「売れる米づくり」を推進するため、有機・特裁の作付面積や GAP の認証面積、大規模経営担い手の面積、播種前契約数量等の要素配分が行われました。

2 本市の「生産の目安」配分ルール

(1) 配分方法

需要に応じた米生産の推進をオール山形で取り組むため、当協議会において主食用米生産面積の配分率を、農業者別に生産数量目標を算定・提示し、引き続き需給調整に取り組みます。

《配分ルール》

- ① 水稻共済地区別単収に補正処理を行い、地区別単収を設定。
- ② 全水田面積（属人）に地区別単収を乗じながら、市配分数量の範疇に収まる面積配分率を設定。農業者に一律配分を行う。

(2) 地区別基準単収の設定

水稻共済地区別単収に以下の補正処理を行い、地区別単収を設定します。

- ① 共済網目補正率：0.950
- ② 統計単収（602kg/10a）への補正率：1.02836

地区名	共済単収	ふるい目 補正後単収	令和7年産単収 (kg/10a)
旧市	566.7	596.5	614
上長井	567.5	597.4	615
万世	512.0	538.9	555
山上	499.0	525.3	541
南原	476.0	501.1	516
三沢	492.2	518.1	533
広幡	582.3	612.9	631
六郷	565.7	595.5	613
塩井	575.0	605.3	623
窪田	580.2	610.7	629
上郷	572.3	602.4	620

(3) 主食用米生産面積配分率の設定

県から配分される「生産の目安」が増加しており、例年転作超過達成していることも加味し、令和7年産の配分率を上げて設定します。

年産	配分対象者	配分率	転作率
R 6	管内全農業者 （全面積が「定着」又は「５年以上自己保全管理」 となっている者を除く）	64.0 %	36.0 %
R 7		67.0 %	33.0 %
対前年比		+3 %	▲3 %

[令和7年産]

主食用米（67.0 %）	転作（33.0 %）
--------------	------------

加工用米・備蓄米について

■ 令和7年産の取組

加工用米の配分は、農業者と方針作成者等との調整で取り組まれています。

備蓄米も入札により落札者・数量・価格が決まりますが、入札資格があるのは方針作成者等となっています。それぞれ取組をご希望の場合は、方針作成者等へお問い合わせください。

■ 面積換算について

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」により、加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収については、前頁で示した地区別単収を用いることで、東北農政局長と個別に協議しています。

■ 契約数量の変更

作柄の変動により契約数量を変更する場合は、作柄調整を行おうとする時点の農林水産統計の作柄表示地帯の単収、平年収量を用いて、契約数量を調整（変更）することができます。

No.	問い合わせ先	住 所	電話番号	FAX
1	山形おきたま農業協同組合	米沢市窪田町藤泉 129-1	27-0600	27-0605
2	米沢米肥(株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
3	我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
4	(有)市川商店	米沢市六郷町一漆 130	37-3139	37-2269
5	(有)山形川西産直センター	東置賜郡川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
6	(株)井上商店	東置賜郡川西町大字堀金 1159-1	42-2556	42-2168
7	株式会社おきたま興農舎	東置賜郡高畠町露藤 85	57-4116	57-4117
8	株式会社ライスファーム21	米沢市大町 3-5-6	49-7118	49-7228

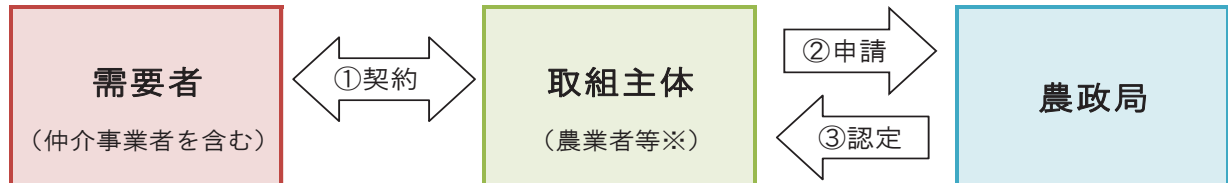
新規需要米の取組みについて

1 取組用途

家畜の飼料用、米粉用
稲発酵用粗飼料用稲（WCS）
新市場開拓用（輸出用）、青刈り稲 等



2 取組イメージ



※農業者及びJA等の認定方針作成者

3 管理方式

■「区分管理方式」で取り組む場合

- (1) 主食用米と区分して圃場を特定し、その圃場で収穫された全収穫量を出荷数量とします。
- (2) 区分管理計画書を提出します。
- (3) 飼料用米と米粉用米は 10aあたりの収量が標準単収値から 150kg/10a を減じた値に満たない場合、理由書等の提出が必要です。
- (4) WCS 用稲は 10aあたりの収量が基準単収の 1/2 に満たない場合、理由書等の提出が必要です。
- (5) 新市場開拓用米は当年産の実需者等への出荷数量が当初契約数量の 8 割に満たない場合、理由書等の提出が必要です。

※理由書等の提出が必要な場合、合理的な理由があると認められた場合にのみ交付金の対象となります。

■「一括管理方式」で取り組む場合

- (1) 主食用米、他の用途向け米穀と一括して生産、収穫して出荷します。
 - (2) 作柄調整を行おうとする時点の農林水産統計の作柄表示地帯の単収、平年収量（ふるい目 1.7mm または 1.9mm）を用いて、契約数量を調整（変更）することができます。
- ※数量払いの交付金計算は、1.7mm 値を用いて行います。

4 加工用米及び新規需要米の取引に係る手続きの変更

■ 令和7年産から、6月末までに農政局に提出された取組計画について、8月20日までの変更が可能になります。ただし、以下の条件を満たす場合に限りです。

- ・ 6月末までに提出された取組計画書の変更であること。（7月以降の新規受付は行われません）
- ・ 6月末までに提出した取組計画における需要者との契約変更に係る同意が得られていること。

「横流れ防止」について

不適正な流通が確認され、それが悪質だと判断された場合は、

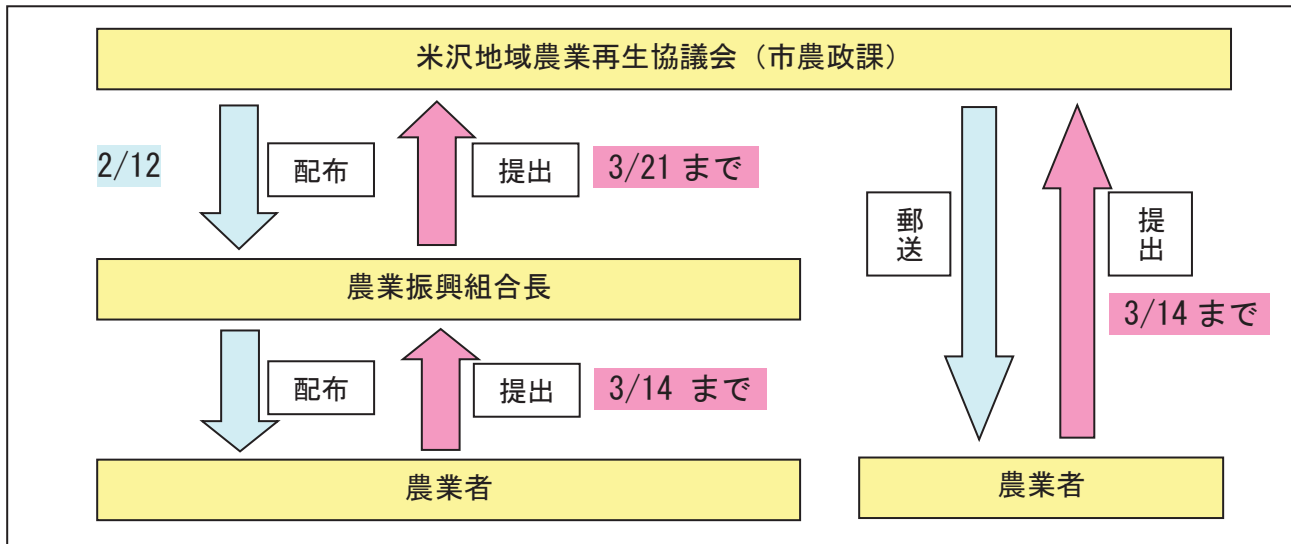
- ・ 当該取組の認定を取り消し、一定期間、新規需要米や加工用米の取組みを認めない。
- ・ 経営所得安定対策等に係わる全ての交付金を返還させる。

などの措置が講じられます。定められた用途に適正に流通してください。

令和7年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書について

令和7年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書(以下、「細目書」という。)につきましては、次頁記入例を参考にして記入していただき、**3月14日(金)まで**各集落の農業振興組合長に提出してください。(振興組合に所属していない農業者は、米沢地域農業再生協議会に直接提出してください。)

■ 細目書提出の流れ



■ 振興組合長の皆様へ

取りまとめていただいた集落内の細目書については、**3月21日(金)まで**米沢市農政課にご持参ください。

■ 記入例以外の注意事項

- ① 細目書は、米の計画出荷基準数量の配分、水稻共済加入面積及び転作面積の基礎になりますので、農作物共済に加入しない方、内容に異動のない方も、確認のうえ必ず提出してください。
- ② 提出後に異動が生じた場合は、速やかに米沢地域農業再生協議会までご連絡ください。
- ③ 住所・氏名の確認について、農業者氏名は米穀売渡し登録名義と同じにしてください。
- ④ 本地面積は、畦畔(くろ)等を除いた水張面積です。
- ⑤ 細目書に新たに登載する圃場がある場合、米沢地域農業再生協議会までお問い合わせください。

■ 今後の日程等

期日	内容
2月12日	水稻共済細目書配布(振興組合毎に組合長へ、その他は個別に郵送)
3月14日	水稻共済細目書提出〆切(振興組合員は組合長へ、その他は事務局まで)
4月	水稻共済細目書整理作業
7月中旬～下旬	現地確認作業(一般) ※ 振興組合長に案内をお願いします

※令和7年産から細目書が複写用紙からA3普通用紙に変更となりました。

記入例

令和7年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画(兼確認野帳・助成金申請書)兼水稻共済細目等変更届出書

様式第3号

山形県農業共済組合

市町村名 米沢市

米沢市

地区名 旧市

共済地区名

旧市 金池

集落名 金池

組合員等コード

999999999

集落名・氏名・生産調整方針作成者(出荷業者)を記入。※押印不要

令和7年度の経営所得安定対策への申請意思の有無を○印で囲む。

協議会コード				地区コード		農業者氏名	* 住 所	電話番号
市町村コード	地区コード	集落コード	農家番号	大地区	小地区			
999	999	999	9999	99	9999	前田 慶次	992-8501 米沢市 金池5丁目 2-25	0238-22-5111

農 業 者 記 入 欄										
耕地 番号	分筆 番号	地 名 ・ 地 番	水田面積 (田本地面積) a	水稻作付 引受面積 a	転作計画 面 積 a m ²	水稻品種名 転作作物名	収量 等級	基準 単収 kg	特別 栽培 等の 状況	(注)
0001	001	窪田町矢野目 古屋敷 1110	6.80	6.80		はえぬき	17	540	直播 有機 特裁	
0002	001	窪田町矢野目 古屋敷 1111	5.00 8.10	5.00 8.10		はえぬき	17	540	直播 有機 特裁	改訂
0003	001	窪田町矢野目 古屋敷 1112	8.20	8.20	8.20	べこあおば はえぬき	17	540	直播 有機 特裁	食
0004	001	窪田町矢野目 古屋敷 1113	23.20	23.20		雪若丸	14	570	直播 有機 特裁	
0005	001	窪田町矢野目 古屋敷 1114	18.50	18.50		つや姫	11	540 ⁹⁰	直播 有機 特裁	特裁
0006	001	窪田町矢野目 上杉 1110 (外)	20.00 ^テ	20.00	20.00	自己保全管理	11		直播 有機 特裁	
0007	001	窪田町矢野目 上杉 1111	20.00 ^テ	20.00	20.00	ばれいしょ 野菜	17		直播 有機 特裁	
0008	001	窪田町矢野目 上杉 1112	20.00 ^テ	20.00	20.00	飼料用稲 (WCS等)	17		直播 有機 特裁	
0009	001	窪田町矢野目 上杉 1113	24.60 ^テ	24.60	24.60	ばれいしょ	20		直播 有機 特裁	5
0010	001	窪田町矢野目 上杉 1114	13.80 ^テ	13.80	13.80	大豆	20		直播 有機 特裁	(
0011	001	窪田町矢野目 上杉 1115	20.00 ^テ	20.00	20.00	飼料作物	20		直播 有機 特裁	食
0012	001	窪田町矢野目 上杉 1116	19.10 ^テ	19.10	(19.10)	さくらんぼ	20		直播 有機 特裁	
0013	001	窪田町矢野目 上杉 1117	10.10 ^テ	10.10	(10.10)	もも	23		直播 有機 特裁	
0014	001	窪田町矢野目 上杉 1118	4.10	4.10		はえぬき	23	480	直播 有機 特裁	
		窪田町小瀬 道東 5111	10.00	10.00		はえぬき	23	480	直播 有機 特裁	

不作付地(自己保全管理・調整水田等)で概ね3年連続して作物が作付けされなかった圃場については、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となるため (外) と表示。

畑地化促進事業は、該当した年度を表示。
※採択となった人のみ協議会で記入。

とも補償加入の方は、記入しない。
受委託は、とも補償未加入者同士で成立。

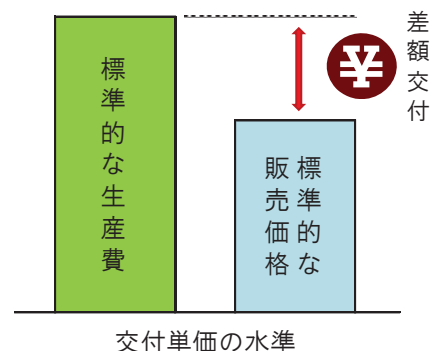
小 計			(定) 29.20	219.3 216.50	101.8 99.00	126.60	147.60	直播栽培、有機栽培、特別栽培、 該当するものに○印
合計	耕地筆数	引受筆数	水田面積	水稻作付 引受面積	転作面積	基準収量	引受収量	
	14	8	216.50	99.00	147.60			
受委託関係(転作を含む)								
集落名	氏名	面積	耕地番号等	生産数量	備考			
		a m ²		kg	受託・委託			

飼料用米と米粉用米の出荷先が異なる場合は、それ

経営所得安定対策等について

概要

- 経営所得安定対策では、担い手農家の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と、農産物価格下落が経営に及ぼす影響を緩和するため、農業者拠出に基づくセーフティネット対策を実施しています。
- 水田活用の直接支払交付金は、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援します。



- 詳細は次ページ以降を参照してください。

経営所得安定対策等に含まれる事業

【経営所得安定対策】

- ◆ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- ◆ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【水田活用直接支払交付金】

- ◆ 戦略作物助成
- ◆ 産地交付金
- ◆ 畑地化促進事業
- ◆ 畑作物産地形成促進事業
- ◆ コメ新市場開拓等促進事業

水田活用直接支払交付金の注意点

- 撤去が困難な園芸施設※が設置等されている農地は交付対象水田から除外され、交付対象水田に戻すことは出来ません。

※撤去が困難な園芸施設

国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物又は構築物（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）の別表（第5条関係）に定められた施設設備等の分類に基づくものであって、令和6年4月1日以降に処分制限期間内にあるものに限りま

- 品目ごとの適切な生産基準に達していないと判断される場合、農政局に理由書等の提出が必要です。

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される基準
麦・大豆・そば・なたね	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の申請の有無に関わらず、10aあたりの収量が基準単収の2分の1に満たない場合
加工用米・新市場開拓用米	当年産の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
飼料用米・米粉用米	10aあたりの収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合
飼料作物・WCS用稲	10aあたりの収量が基準単収値の2分の1に満たない場合

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

交付対象者

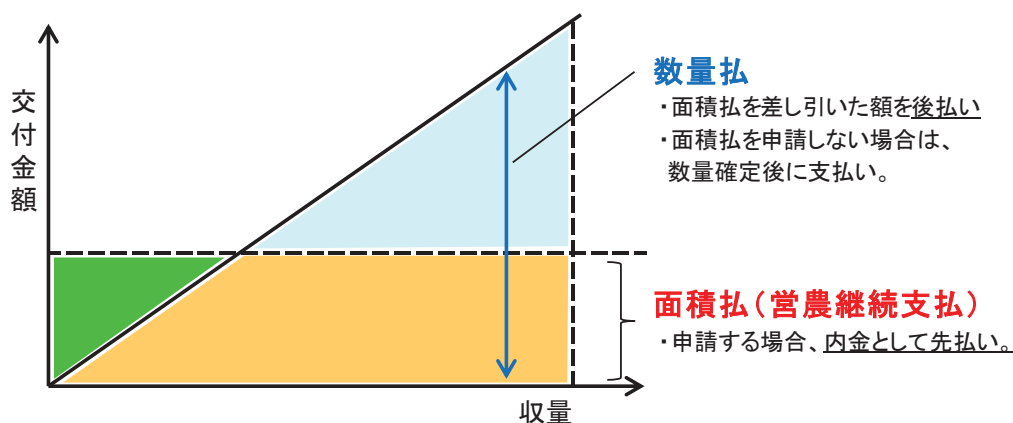
販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定就農者

対象作物

麦、大豆、そば、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、なたね

支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本として、当年産の作付面積に応じて交付される面積払（営農継続支払）を数量払の内金として先払いします。



【数量払】

①交付対象数量

※対象作物の当年産の出荷・販売数量になります。

②交付単価

※令和5年産から令和7年産までの交付単価。（基本的に3年ごと改定）

※令和5年産から交付単価が免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分かれています。

※免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれていません。

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前の確定申告書(写)等の提出が必要です。（例：令和7年産の申請の場合は、令和5年分の確定申告書(写)等が必要。）



小麦（60kg 当り） 平均交付単価 課税事業者向け 5,930 円 免税事業者向け 6,340 円
（パン・中華麺用品種は 2,300 円加算）

品質区分 (等級/ランク)		1 等				2 等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	課税事業者向け	5,560 円	5,060 円	4,910 円	4,850 円	4,400 円	3,900 円	3,750 円	3,690 円
	免税事業者向け	5,970 円	5,470 円	5,320 円	5,260 円	4,810 円	4,310 円	4,160 円	4,100 円

大豆（60kg 当り） 平均交付単価 課税事業者向け 9,430 円 免税事業者向け 9,840 円

品質区分(等級)		1 等	2 等	3 等
一般大豆	課税事業者向け	10,360 円	9,670 円	8,990 円
	免税事業者向け	10,770 円	10,080 円	9,400 円
特定加工用大豆	課税事業者向け	8,310 円		
	免税事業者向け	8,720 円		

そば（45kg 当り） 平均交付単価 課税事業者向け 16,720 円 免税事業者向け 17,550 円

品質区分(等級)		1 等	2 等	規格外
そば	課税事業者向け	17,180 円	15,070 円	※対象外
	免税事業者向け	18,010 円	15,900 円	※対象外

【面積払(営農継続支払)】

①交付対象面積

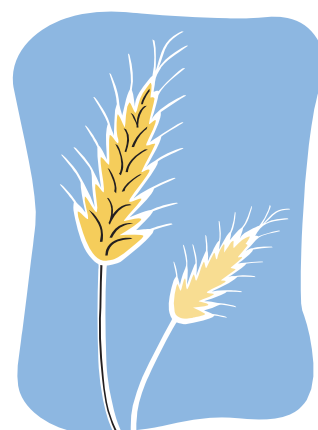
※対象作物の当年産の実際の作付面積になります。

②交付単価

麦・大豆：20,000 円/10a
そば：13,000 円/10a

※面積払(営農継続支払)を受けない農業者には、販売数量確定後に数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

※生産量が地域の基準単収の 2 分の 1 に満たない場合、理由書が必要になります。自然災害など合理的な理由が確認できない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。



収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

交付対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

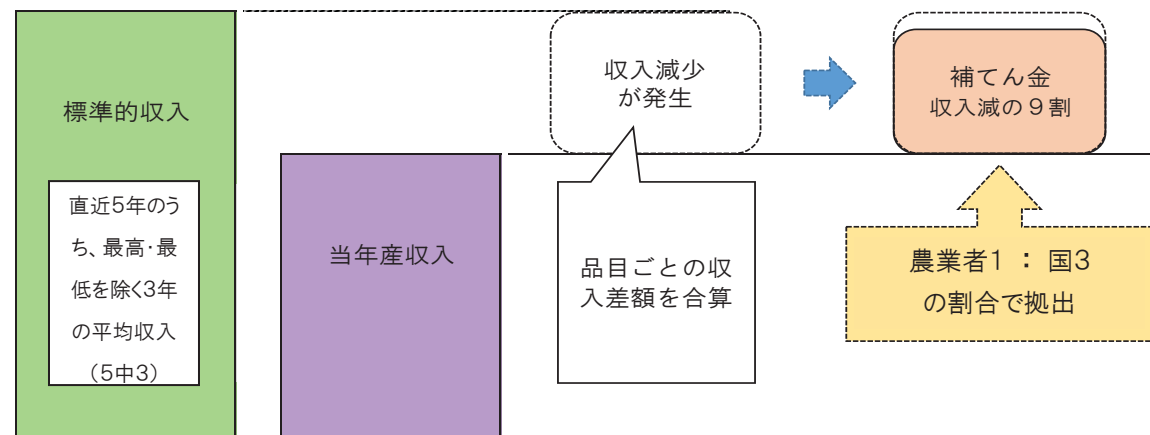
対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

補てん額

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットで、当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。

〔都道府県等地域単位で算定〕



※需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の対象農産物である米についても、営農計画書に基づき具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補てんの対象となります。

※農業者は、対策加入時に「①標準的収入の10%下落まで対応できるコース」と「②20%下落まで対応できるコース」のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を抛出します。

※補てん金は収穫後3月までの実績に基づき、5～6月頃に支払います。

※補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てではありません。

※収入保険と重複して加入することはできません。

※主食用米と同様に備蓄米も対象となっています。



水田活用直接支払交付金

交付対象者

転作田にて対象作物を販売目的で生産する販売農家・集落営農

交付単価

① 戦略作物助成（全国統一単価）

対象作物	交付単価(10a 当たり)
麦、大豆、飼料作物※1	35,000円 ※2
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米・米粉用米 (数量払い)	収量に応じて 55,000円～105,000円 ※3 ※4

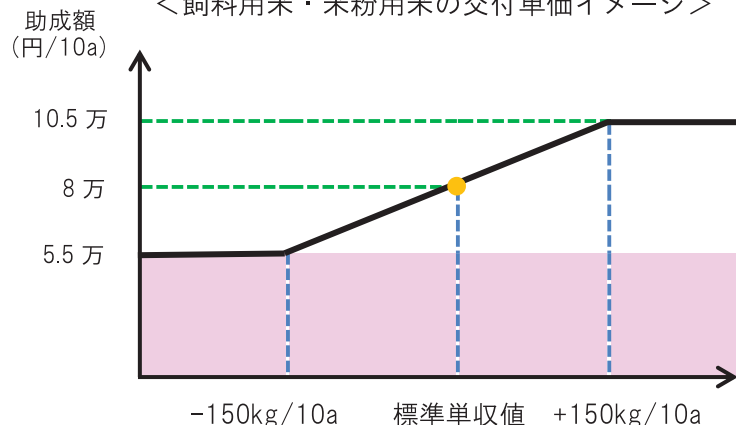
※1：飼料用とうもろこしを含む。

※2：多年生牧草については、播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aの支援となります。

※3：飼料用米の一般品種の標準単価は、令和6年度から段階的に引き下げられ、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5～8.5万円/10a)、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)となります。

※4：令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算しています。

＜飼料用米・米粉用米の交付単価イメージ＞



○数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認が必要です。(未検査の場合は交付単価が一律55,000円)

○標準単収値は主食用米の配分単収(当年秋の作柄によって調整あり)

○収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、東北農政局に理由書等の提出が必要です。

■ 出荷・販売実績の確認書類

※対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出が必要となります。
(申請者本人名義のものが原則)

※自家加工や直売所等での販売のため、伝票等がない場合は、「水田活用の直接支払交付金に対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」を作成し、提出していただく必要があります。

※飼料として生産する場合は、畜産農家や実需者との利用供給協定書を取り交わす必要があります。
自家利用の場合は、自家利用計画書を作成していただきます。

※原則として、出荷・販売が要件となり、自家消費は対象外となります。

② 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で産地づくりに向けた取組みを支援します。

※交付単価については、次ページを参照してください。

基本的運用

国から配分される資金枠の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・取組・単価等）を設定します（原則2割以上は県段階で助成内容を決定）。

産地交付金の再生協への年度当初配分は9割、追加配分枠は1割となります。ただし、戦略作物が拡大した場合には戦略作物助成の支払いに充当され、残余がある場合に限り、年度途中に追加配分されます。

毎年度、目標に対する進捗度や効果的な支援内容になっているか等を検証し、「水田収益力強化ビジョン」に反映させます。

③ 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、以下の支援をします。（要望調査は令和7年2月に終了しました。）

① 畑地化支援（105,000 円/10a）

水田を畑地化して、高収益作物（野菜、果樹、花き等）及び畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援。

② 定着促進支援（20,000 円（加工・業務用野菜等の場合 30,000 円）/10a×5年間）または（100,000 円（加工・業務用野菜等の場合 150,000 円）/10a（一括））

水田を畑地化して、高収益作物・畑作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援。

③ 子実用とうもろこし支援（10,000 円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

④ 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援。（定額（上限 25 万円/10a））

※①、②、④は助成を受けると交付対象水田から除外されます。借地の場合には、土地所有者の了解を得てください。

④ 畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業

低コスト生産等の取組を3つ以上行う農業者の皆様を支援します。（要望調査は令和7年2月に終了しました。）

本事業で支援を受けた水田の面積については、令和7年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分の対象面積から除きます。

農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していることが必要です。

○対象者：水田※1 において対象作物を生産する販売農家・集落営農

対象作物	単価(10a 当たり)
令和7年産の麦※2、大豆※2、高収益作物（野菜等）※3、子実用とうもろこし	4万円※4
新市場開拓用米（令和7年産 基幹作）	4万円
加工用米（令和7年産 基幹作）	3万円
米粉用米（パン・めん専用品種）（令和7年産 基幹作）	9万円

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田。 ※2 新市場開拓向け又は加工向けが対象。

※3 高収益作物については、新市場開拓向け又は加工・業務用とし、水田活用の直接支払交付金の産地交付金で令和7年度に支援を予定している品目が対象。

※4 令和8年度に畑地化に取り組む場合、0.5 万円/10a を加算。

	対象作物・取組（原則として、出荷・販売が要件、自家消費は対象外）	交付単価
国	新市場開拓用米の複数年契約助成 ※3年以上の新規契約が対象	10,000 円
	そばの作付け助成	20,000 円
	新市場開拓用米の作付け助成	20,000 円
	地力増進作物の作付け助成 ※有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりへの取組を支援	20,000 円
県	加工用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業にエントリーし、採択となった面積は対象外	5,000 円
	新市場開拓用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業で不採択となった面積が上限	8,000 円
	米粉用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給は不可	10,000 円
	飼料用米 低コスト生産助成 ※低コスト生産への取組み(3 つ以上)が要件（直播栽培 等）	5,000 円
米沢市	重点振興作物拡大助成：12 品目 ※令和6年産からの拡大面積分のみ対象 アスパラガス、枝豆、きゅうり、スイートコーン、雪菜、豆もやし用豆、遠山かぶ、おかひじき、りんどう【冬期間出荷用】キャベツ・ねぎ・白菜	15,000 円
	振興作物助成：25 品目 ＜一般作物＞ 野菜：アスパラガス、枝豆、かぼちゃ、里芋、スイートコーン、トマト、きゅうり、丸なす、【冬期間出荷用】キャベツ・ねぎ・白菜 花き：アルストロメリア(新植・改植)、紅花、小菊、りんどう、スプレー菊、ひまわり、トルコギキョウ、ストック、啓翁桜 ＜地域伝統野菜＞ 雪菜、豆もやし用豆、遠山かぶ、うこぎ、おかひじき	35,000 円
	産地化推進作物助成：5 品目 さくらんぼ、りんご、ぶどう、西洋なし、もも（全て新植から3年）	70,000 円
	作物作付け助成 振興作物以外の野菜・花き・果樹（新植）	10,000 円
	大豆の多収栽培支援 ※「収益力の向上に資する取組」が要件（大豆300A技術 等）	1,000 円 (上限4,000 円)
	そばの多収栽培支援 ※産地交付金追加配分があれば交付 ※「収益力の向上に資する取組」が要件（心土破砕、地力向上 等）	0 円 (1,000 円)
	耕畜連携助成 ※「収益力の向上に資する取組」が要件 (わら利用：低コスト生産、堆肥散布：排水対策、団地化 等)	8,000 円 (上限12,000 円)

- 出荷・販売を行ったことは、出荷契約書・販売伝票・作業日誌等により確認します。
- 本誌作成時点では東北農政局との事前協議の前段階であるため、今後の協議の結果、使途の削除を含む内容の変更が生じる可能性がありますので、御了承ください。
- 実際の作付面積や配分額により、所要額が配分額を超過する場合は、使途によって減額の単価調整を行います。

令和7年度 経営所得安定対策等による作物別の主な支援予定額

産地交付金									
※産地交付金については、本誌作成時点の内容で作成しています。 今後の協議の結果によって、変更が生じる可能性があります。									
畑作物の直接支払交付金 □数量払 □面積払									
水田活用の直接支払交付金									
(10a 当たり単価)									
振興作物以外の 野菜 花き 果樹(新植)									
重点振興作物 拡大助成 (前年度からの 拡大面積) アスパラガス 枝豆 きゅうり 雪菜 スイートコーン 雪菜 豆もやし用豆 遠山か ぶ おかひじき りんご 【冬期間出荷用】 キャベツ・ねぎ・白菜 15,000円									
産地化推進 作物助成 さくらんぼ りんご ぶどう 西洋なし もも (新植から3年)									
振興作物 35,000円 ※畑作物産地形成 促進事業の場合 40,000円～									
アスパラガス 枝豆 かぼちゃ 里芋 雪菜 豆もやし用豆 うなぎ 遠山かぶ スイートコーン 丸なす おかひじき トマト きゅうり 【冬期間出荷用】 キャベツ・ねぎ・白菜 アルストロメリア (新植・改植) 紅花 小菊 スプレー菊 ひまわり トルコギキョウ ストック 啓翁桜 りんどう									

販売農家・集落営農

販売目的で生産

【要件】

作物別取扱者一覧

飼料用米取扱業者

問い合わせ先	住 所	電話番号	F A X
山形おきたま農業協同組合	米沢市窪田町藤泉 129-1	27-0600	27-0605
米沢米肥（株）	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
（有）山形川西産直センター	川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
（有）ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	川西町大字洲島 5760	44-2400	44-2090
山形県酪農業協同組合	南陽市宮内 715-3	47-2336	47-6500
（株）野川ファーム	天童市万代 1-2	023-654-1244	023-653-0663
山形県食糧（株）	上山市蔵王の森 1 6 番地	023-676-3939	023-677-0111

作業受託組織等の問合せ先

受託作物名			組織等の名称	代表者氏名	電話番号
大豆	飼料	そば			
	●		南原転作機械利用組合	伊藤 昇一	38-2326
		●	南原そば部会	山崎 榮一	38-2951
●			株式会社はたファーム	金谷 恵一	37-3973
●			有限会社エキスパートファーム	長谷部浩一	37-5629
●			株式会社フレッシュ絆	高橋 秀治	23-1775
●			農事組合法人米沢あすなろ	大島 裕次	37-5553
●		●	農事組合法人ドリームファクトリー	野村 茂広	37-2015
●			農事組合法人新田営農組合	手塚 隆	37-3602
●		●	株式会社アグリ川井	吉田 耕造	23-9658
	●		ホールクロップ生産組合	遠藤 保彦	28-0887
	●		上郷転作飼料生産組合	須藤 良蔵	37-3736
	●		米沢稲W C S 組合	工藤健一郎	37-2004
	●		米沢D C 組合	工藤健一郎	37-2004
	●		個人飼料	袖山 健	31-2413
	●		個人飼料	竹田 真吾	37-3946
	●		個人飼料	伊藤 芳昭	22-3708
	●		個人飼料	渡部英里子	23-7371
	●		個人飼料	森谷 英一	37-4715

調整水田等の不作付地について

水田活用の直接支払交付金では、

「平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地」は交付対象外となります。

不作付地として管理する範囲

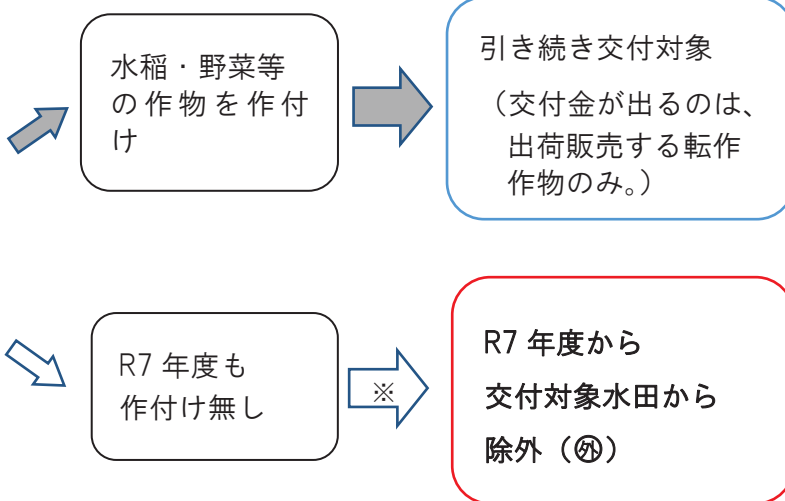
交付申請者に係る農地（水田）のうち、作物の作付けがない農地（自己保全管理・調整水田等）。

不作付地が交付対象外となる判断

- 平成 30 年度以降に不作付地となっている農地（それまでも不作付地であった農地を含む）
平成 29 年度以前に遡るのではなく、平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象水田から除外となります。
（改善計画の提出は不要。地域農業再生協議会が水田情報を整理して除外する。）

3 年間（R4～R6）不作付地

R7 年度



※ただし、人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地として位置づけられたもの、または農地中間管理権が設定されたものは交付対象のままとなる場合があります。

- 平成 29 年度以前に改善計画が提出されている農地

既に改善計画が提出されている農地は、従来の規定に則して判断します。改善計画の達成予定年までに作物作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象水田から除外となります。

※今後、次のページのとおり方向性が見直される予定です。

交付対象水田の見直しについて

現場の課題を検証しつつ、令和4年から、5年間に一度も水張りが行われない農地は、
令和9年以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となる方針です。

■ 各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築を目指す目的があります。※水張りとは水稻(主食用米、加工用米等)の作付けを指します。

交付対象水田からの除外とは？

- ※ 一度除外となってから作付けを行っても、交付対象にはなりません。(戻りません。)
- ※ 不作付地の圃場については、現在も交付金が支払われていないため、交付対象水田から除外になることで、現在受け取っている交付金が減少することはありません。
- ※ 農地として認められない、ということではありません。(転作としてカウントされます。)

■ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

■ 以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ ①の確認方法については湛水管理をしたことが分かる写真・作業日誌にて確認を行います。
作業日誌のひな型も用意しておりますので、米沢地域農業再生協議会事務局(米沢市農政課)にお問い合わせいただくか、米沢市ホームページからダウンロードください。

※ ②の確認方法については令和9年度以降に毎年度、「1か月以上の湛水管理」をいつ行ったかに関係なく、過去5年間(作付がない年や災害年を除く)において、収量の推移や病害虫の発生状況、近傍のほ場における収量との比較等により連作障害が発生していないかを確認します。
詳細はお問い合わせいただくか、米沢市ホームページをご確認ください。

水田政策の見直しの方向性について（概要）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- 1 **水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。**
 このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
 [※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。]
- 2 **米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。**
 輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米等を支援。**
- 3 **国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。**
- 4 **麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。**
- 5 **有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。**
- 6 **農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。**
- 7 **産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。**
- 8 **中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。**
多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- 9 予算は、**現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。**
 このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。**

交付金の交付スケジュール

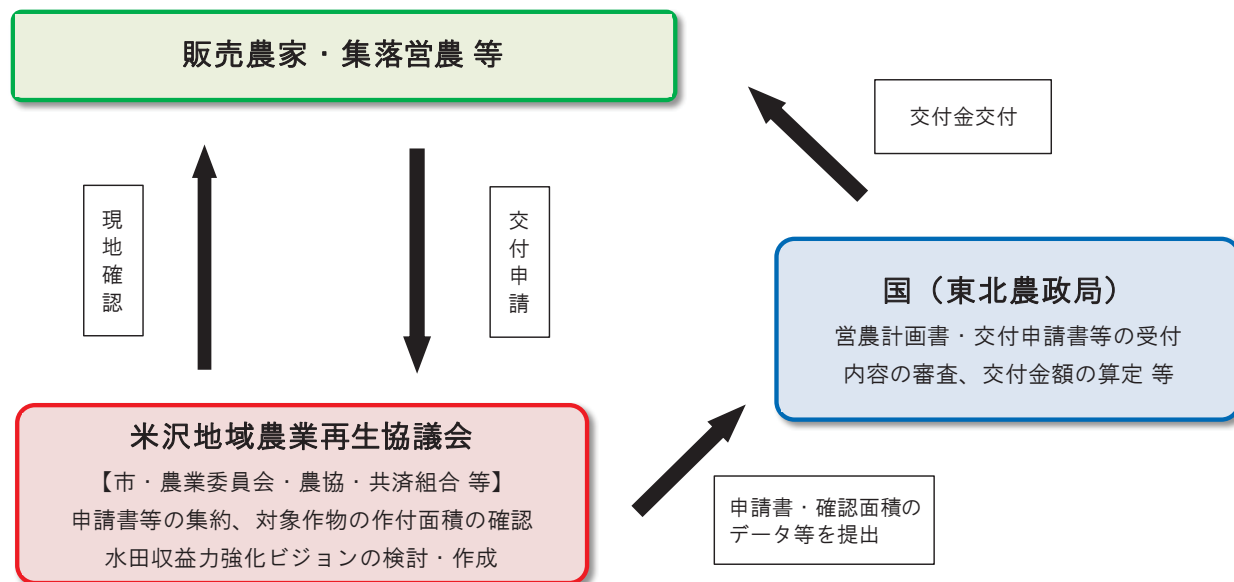
交付に関するスケジュール（予定）

	令和7年										令和8年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
申請手続 交付金の 交付	交付申請書、 営農計画書等の 受付			対象作物の作付確認					数量払の数量確認								
									ゲタ対策 面積払の交付			ゲタ対策 数量払の交付					
									水田活用の直接支払交付金の交付								
	ナラシ対策の 積立申出															交付 申請	ナラシ対策の 交付金の交付
				積立金の拠出													

経営所得安定対策等の実施体制

実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続き・支払事務等が円滑に進められるよう、農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施しています。



お問い合わせ

ご相談・お問い合わせは、お近くの関係機関にお尋ねください。

【関係機関・団体】

No.	問い合わせ先	住 所	電話番号	FAX
1	東北農政局山形県拠点	山形市松波 1-3-7	023-622-7247	023-622-7256
2	米沢市農政課（農業再生協議会事務局）	米沢市金池 5-2-25	22-5111	24-4541
3	山形県農業共済組合 置賜支所	米沢市窪田町矢野目 3668-3	37-5700	37-5709

【認定方針作成者（集出荷業者）】

No.	問い合わせ先	住 所	電話番号	FAX
1	山形おきたま農業協同組合	米沢市窪田町藤泉 129-1	27-0600	27-0605
2	米沢米肥(株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
3	我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
4	(有)市川商店	米沢市六郷町一漆 130	37-3139	37-2269
5	(有)山形川西産直センター	川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
6	(株)井上商店	川西町大字堀金 1159-1	42-2556	42-2168
7	(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	川西町大字洲島 5760	44-2400	44-2090

経営所得安定対策等に参加されている皆さまへ

経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付対象となります。

この場合、被害状況等の確認が必要になりますので、必ず関係機関(地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等)にご相談ください。

交付金対象作物の栽培にあたっては、耕起、播種、防除等の作業内容を記載した
圃場ごとの作業日誌を
作成して
おきましょう。



自然災害発生 (減収及び収穫皆無)

関係機関に連絡・相談

関係機関による被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

★ 注意 ★

自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。

被害等にあわれた場合には、身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を写真(日付入り)で残すよう、協力をお願いいたします。



【お問合せ先】

東北農政局山形県拠点 経営所得担当
米沢地域農業再生協議会

☎023(622) 7247(直)
☎0238(22) 5111